目黒区総務部契約課
平成 24 年 7 月 9 日

総合評価方式における地域貢献評価点の導入について

目黒区では、この度、総合評価方式の評価項目として、従前の価格点、施工能力評価点の他に地域貢献評価点を導入することしました。

1　実施方法

地域貢献評価点は、目黒区と防災協定を締結している場合に「２点」を加点します。（別紙のとおり）

2　適用時期

平成２４年８月１日以降に告示する総合評価方式の試行対象案件から適用します。

別　紙

総合評価方式による落札者の決定方法の変更について

※網掛け部分が変更点

1　評価の方法

価格点、施工能力評価点及び**地域貢献評価点**との合計した評価値によって評価する。

価格点	＋	施工能力評価点	＋	**地域貢献評価点**	＝	評価値（総合評価点）
● 入札価格の一定の計算式により点数化		● 工事成績を点数化 ● 配置予定技術者の資格を点数化 ● 配置予定技術者の実績を点数化		**● 対象項目に該当する場合に加点**		● 合計点の最も高い者を落札者とする。

2　価格点の算定

価格点の算定は次のとおりとする。

９０×（１－入札価格÷入札書比較価格）

3　施工能力評価点の算定

施工能力評価点（計１８点満点）は、工事成績評価点、配置予定技術者の資格点及び配置予定技術者の実績点の合計とする。

（1）工事成績評価点（１３点満点）

工事成績評価点は、工事成績点の平均に応じて、次表のとおり算定する。

工事成績点の平均	工事成績評価点
０点以上　２０点未満	0
２０点以上　３０点未満	1
３０点以上　３５点未満	2
３５点以上　４０点未満	3
４０点以上　４５点未満	4
４５点以上　５０点未満	5
５０点以上　５５点未満	6
５５点以上　６０点未満	7
６０点以上　６５点未満	8
６５点以上　７０点未満	9
７０点以上　７５点未満	１０
７５点以上　７７．５点未満	１１
７７．５点以上　８０点未満	１２
８０点以上　１００点以下	１３

※　工事成績点の平均は、**区発注工事の公表日の５年前の日の属する年度の４月１日から区が指定する日までの間に検査が完了した工事（２４年度については平成１９年４月１日から基準日までに検査が完了した工事）**の当該発注工事と同一業種の工事で直近３件の工事成績点の相加平均とする。

※　工事成績点が６０点未満のものは、当該工事成績点を０点とする。

※　直近工事件数が３件に満たない場合は、不足する工事件数１件につき６０点として算定

する。

（２）配置予定技術者の資格点（３点満点）

配置予定技術者の資格点は、当該発注工事の技術者要件となる資格について算定対象とし、次のとおり算定する。

１級技術者	３点
２級技術者	２点
その他の技術者	１点

（３）配置予定技術者の実績点（２点満点）

配置予定技術者の実績点は、当該発注工事と同種又は類似工事により算定する。

	担当した役割			
	監理技術者	主任技術者	担当技術者	なし
同種工事(案件毎に指定)	２点	１.５点	１点	０点
類似工事(案件毎に指定)	１.５点	１点	０.５点	０点

４　地域貢献評価点の算定（２点満点）

区と防災協定を締結している場合又は区と防災協定の締結がある団体の構成員である場合	あり	２点
	なし	０点

５　総合評価の流れ

① 総合評価方式の試行対象案件を選定

⇩

② 落札者決定基準の作成 ⇔ 学識経験者への意見聴取

⇩

③ 落札者決定基準の決定

⇩

④ 公告の実施

⇩

⑤ 競争参加資格確認
- 事業者の工事成績
- 配置予定技術者の資格及び施工実績
- **防災協定締結の有無**　　など

活用

⇩

⑥ 入札の実施

⇩

⑦ 落札者の選定
※入札価格、施工能力及び**地域貢献**を総合評価 ⇔ （学識経験者への意見聴取）※再度の意見聴取が必要とされた場合のみ

⇩

⑧ 落札者の決定
※評価値（総合評価点）の最も高い者を落札者とする

⇩

⑨ 契約締結

以　　上